

報告第7号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第4号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

令和元年6月13日専決

多可町長 吉田 一 四

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	平成31年4月13日
事故発生場所	多可町余暇村公園 駐車場
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 104,652円 也
事故の概要	多可町余暇村公園維持管理業務中、同公園駐車場において、双方車両後退時に衝突した。 (過失割合：町5割：相手方5割)